

長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例の概要

長崎県

【現状】

* 中小企業白書

- 中小企業は県内企業の99.9%(44,687者)
- 小規模企業は県内企業の87.5%(39,157者)

【課題】

- 経済循環の担い手である中小企業の経営基盤の強化
- 関係者の連携不足
- 地域住民の生活や雇用を支える中小企業が減少

【議会】

- 条例制定検討協議会
実施プランである産業振興ビジョンに記載がない、産業振興の基本理念や関係者の役割などについて規定する条例を制定し、継続性を確保

【団体】

- 経済団体からの要望

国

【中小企業基本法】 H25.9改正

○基本理念

- ・多様で活力ある成長発展
中小企業者の自主的な努力を助長
- ・小規模企業の活力が最大限に発揮
小規模企業者の自主的な努力を助長

【小規模企業振興基本法】 H26.6制定

○基本原則

- ・多様で活力ある成長発展
- ・事業の持続的な発展(注1)
(注1) 事業規模や売り上げの拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組

○基本計画(10の重点施策)

- ・ビジネスプラン等に基づく経営の促進
- ・需要開拓に向けた支援
- ・新事業展開や高付加価値化の支援
- ・起業、創業支援
- ・事業承継、円滑な事業廃止
- ・人材の確保、育成
- ・地域経済に波及効果のある事業の推進
- ・地域コミュニティを支える事業の推進
- ・支援体制の整備
- ・手続きの簡素化、施策情報の提供

長崎県中小企業・小規模企業の振興に関する条例

【条例制定の目的】(第1条)

中小企業の振興に関する**施策の基本的事項を定めることにより**、人口減少下における**本県経済の活性化及び持続的な発展に寄与し**、県民所得の向上及び雇用の場の創出に資する。

【基本理念】(第3条)

○中小企業者の自主的な努力

- ・経営の改善及び向上を目指す中小企業者の自主的な努力を促進

○中小企業の振興と地域の活性化

- ・中小企業の経営の改善及び向上と地域の活性化が相乗的に効果を発揮

○小規模企業の振興

- ・小規模企業の活力が最大限に発揮されるとともに、事業の持続的な発展のため、地域ぐるみで総力を挙げた継続した支援

【中小企業の支援体制】

(第4条～第11条)

県、市町、中小企業関係団体、教育機関、金融機関、大企業者、さらには県民も含めた地域ぐるみで中小企業・小規模企業を支援

【基本的施策】

- ・中小企業の新たな挑戦の促進 (第12条)
- ・小規模企業の持続的な発展 (第13条)
- ・人材の確保、育成等 (第14条)
- ・県内経済循環の促進 (第15条)

【その他の事項】

- ・計画の策定 (第16条)
- ・施策への反映 (第17条)
- ・財政上の措置 (第18条)

* 施行日:平成27年4月1日

条例化